

令和3年2月24日招集

第2回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第2回狹山市農業委員会総会

令和3年2月24日(水曜日) 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時00分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) 生産緑地の斡旋について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時00分

本日の出席農業委員 10名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	
4番 古谷博	5番 細田幸司	
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
11番 荒井英郎	12番 浅見誠次	
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 3名)

3番 諸口秀敏	6番 小林一洋	10番 小野田敏枝
---------	---------	-----------

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主任 橋本邦彦
---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより令和3年第2回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配布しました、

- ・本日の次第
- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況について
- ・生産緑地の斡旋について（依頼）

となります。宜しいでしょうか。

なお、資料1 総会議案書の5ページ、整理番号2につきましては、取り下げ願いが提出されていますので、審査対象となりませんのでよろしくお願い致します。

また、資料3の2ページ、整理番号1番の譲受人には前に(株)が付きますので訂正をお願いします。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより令和3年第2回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議長 只今から、令和3年第2回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号3番 諸口委員、議席番号6番 小林委員、議席番号10番 小野田委員におかれましては、本日の総会を欠席する旨の届出、また議席番号11番 荒井委員におかれましては、早退する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号4番 古谷委員と5番 細田委員にお願いします。

これより、議案の審議を行います。

議 長 議案第1号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
まず、農地利用の最適化に係る活動について、事務局の説明を求めます。

事務局 それぞれの推進委員につきましては、本日も出席を求めないということで、農業委員の方のみ招集しています。
活動の状況については、事務局から推進委員へあらかじめ活動状況について伺っておりますのでご報告させていただきます。

入曽地区につきましては、仲川推進委員が水野地区の荒地確認、人・農地プランについて農業振興課とJAと話し合いを行っているという報告があります。
堀兼地区小澤推進委員につきましては、2件の地権者のお宅に訪問して遊休農地の解消をお願いしたと報告があります。

水富地区の松村委員につきましては、笹井の圏央道周辺について遊休農地の解消に向けて見回りをを行い、また広瀬地区の2件の地権者のお宅に訪問して遊休農地の解消をお願いしたと報告があります。

その他入間川地区粕谷推進委員、堀兼地区山下推進委員、渡邊推進委員、奥富地区平本推進委員、柏原地区小谷野推進委員につきましては、それぞれ地区内の遊休農地の見回りをしたと報告があります。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
（質疑なし）

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、お手元の資料にあります、農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の3ページをお願いします。

利用権設定については、今回3件です。

1件目、渡し人受け人ともに堀兼にお住いの方です。

所在地は、大字堀兼字平野196番2外2筆 地目は、畑、併せて1,966㎡、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定、賃借料につきましては、10aあたり5,000円となっています。

受け人は、令和元年6月26日に認定農業者となっています。

また、現在、大字堀兼字平野の土地2筆、地目 畑 2,418㎡を別の方から賃貸借権で耕作している状況です。

2件目について、渡し人は、堀兼にお住いの方、受け人は、狭山台にお住いの方です。

所在地は、大字堀兼字平野224番、225番地1の2筆 地目は、畑、併せて2,829㎡、権利の種類は、3年間の使用貸借権設定です。

受け人は、平成30年10月2日に認定農業者となっています。

事務局 3件目について、渡し人は、中新田にお住いの方、受け人は、堀兼にお住いの方です。
所在地は、大字堀兼字平野130番2、地目は、畑、2、145㎡、権利の種類は、3年間の使用貸借権設定です。
受け人は、平成30年7月29日に認定農業者となっています。
説明は、以上となります。

議長 説明が終わりましたが、農業委員から質疑等がありますか？

落合委員 2件目の方は、農家とは言えないのではないかと思います、大丈夫なのでしょう？

事務局 ご心配なさっているのはお父様のほうと思われそうですが、息子が認定農業者となっています。

田口委員 特別問題はありません。

議長 説明が終わりましたが、農業委員から質疑等がありますか？
(質疑なし)
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案第2号整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市狭山174番1、地目は田、地積は合計562㎡です。そのうち、199㎡は、以前既に農地転用をしているので、今回は残り363㎡についての審査結果となります。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は畑です。申請者は、入間市で福祉事業を行っている法人です。転用目的は、グループホーム敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

小口委員 根拠法令としては、農地法第5条、●都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字本堀1221番の1他8筆、地目は畑、地積は合計1,564.26㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。転用目的は、資材置場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

議長 次に、整理番号2番は、取り下げ案件ですので、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字上の原647番5、地目は畑、地積は合計984㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市で自動車運送業の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字上宿1689番の1、地目は畑、地積は合計372㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

久保田委員 ・インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし

・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

浅見委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字西八木2828番の1、地目は畑、地積は合計238㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり

・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

浅見委員 理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について事務局の説明を求めます。

事務局

資料3をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、1件12筆で、合計面積は、6,259.61㎡ 地目は、すべて畑、相続による届出で、あっせんの希望はございません。

次に農地法第5条の規定による届出は、8件80筆で、合計面積は、78,256.43㎡であります。

内訳は、田、1,342㎡、畑、76,914.43㎡

転用目的につきましては、住宅敷地が5件、2,313㎡、事務所用地が1件、127㎡、工場用地が1件、75,740.43㎡、道路用地が1件、76㎡であります。

説明は、以上となります。

議 長

次に、生産緑地の斡旋について、事務局から説明を求めます。

事務局

都市計画課より、別紙のとおり、あっせんの依頼がありましたので、よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、事務局から、その他、何かありましたらお願ひします。

議 長

(なし)

その他について、委員から何かありますか。

(なし)

無いようですので、これもちまして、令和3年第2回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。